

八木山翠風苑短期入所 滞在費・食費料金表

1. 滞在費の段階別料金

段 階	料金(1日) ユニット型個室
第1段階	880円
第2段階	880円
第3段階①	1,370円
第3段階②	1,470円
第4段階	2,300円

基準額 ⇒

2. 食費の段階別料金

段 階	料金 (1日)			
第1段階	300円			
第2段階	600円			
第3段階①	1,030円			
第3段階②	1,360円			
第4段階	1,600円	(朝食) 450円	(昼食) 600円	(夕食) 550円

基準額 ⇒

(注1) 上表の第1段階から第3段階については、介護保険法に定められた低所得者に対する居住費及び食費の自己負担軽減措置（特定入所者介護サービス費制度）に基づき設定され、その段階ごとの負担限度額が定められている。

但し、第4段階は、軽減措置はなく法人と利用者との契約により料金の設定をする。

〈利用者負担段階及び対象者〉

利用者負担段階	被保険者の所得状況等	預貯金等の資産の額
第1段階	生活保護受給者	
	本人、配偶者、世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
第2段階	本人、配偶者、世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の年金の収入額と年金以外の合計所得金額の合計が82万6,500円以下の者	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
第3段階①	本人、配偶者、世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の年金の収入額と年金以外の合計所得金額の合計が82万6,500円を超え120万円以下の者	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下
第3段階②	本人、配偶者、世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の年金の収入額と年金以外の合計所得金額の合計が120万円超の者	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下
第4段階	本人、配偶者又は世帯の中に市町村民税課税者がいる者	

※ 太線内の段階は、自己負担軽減措置（特定入所者介護サービス費制度）適用